

第 1 1 回 釧路家庭裁判所家庭裁判所委員会開催議事概要

1 開催日時

5 月 1 7 日 (木) 午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 5 分まで

2 開催場所

釧路家庭裁判所 5 階第 1 会議室

3 出席者等

(1) 出席委員

青木富士彦 (釧路町役場町議会事務局)

安藤正治 (日本放送協会釧路放送局)

稲澤 優 (釧路弁護士会)

津田鉄子 (釧路市女性団体協議会)

富樫利弘 (釧路市民生委員児童委員協議会)

中園桐代 (釧路公立大学)

西村 毅 (釧路市連合町内会)

和田敏幸 (釧路社会福祉士会)

柴田寛之 (釧路家庭裁判所)

(2) 説明者

中島欣也 (釧路家庭裁判所調停委員)

(3) 裁判所

福岡正美 (事務局長) 工藤克則 (事務局長) 竹野 均 (首席家裁調査官) 高橋潤一 (家裁首席書記官) 富所猛男 (事務局次長) 井川雅寛 (事務局次長)

(4) 庶務

安藤正樹 (総務課長) 安達哲也 (総務課長) 石丸勝也 (総務課庶務係長)

4 議事概要

(1) 委員長等あいさつ

3 月 2 2 日付けで転出した本田晃委員及び同月 2 3 日付けで転出した山崎学

委員の後任として、4月1日付けで釧路家庭裁判所の柴田寛之所長及び佐藤正信裁判官がそれぞれ委員として委嘱された旨の紹介があり、柴田委員からあいさつがされた。

(2) 説明者として出席いただいた釧路家庭裁判所家事調停委員の中島欣也氏が紹介された。

(3) 釧路家庭裁判所首席書記官高橋潤一から家事調停手続について説明があり、その後、質疑応答がされた。

(委員) 高橋首席の説明によると釧路での家事調停成立率は全国的にみて高いようだが、利用者の年齢構成は、本日のテーマである離婚時における年金分割が問題になるような高齢者が多いのか。

(裁判所) 結婚後2～3年して婚姻生活が破綻し、調停を申し立てるケースが目立つ。

(委員) 釧路では年に3割弱の方が離婚調停不成立となっているようだが、その後はどのようなになっているのか。

(裁判所) 訴訟に移行するものもあるが、調停は、何度も申し立てることができる制度なので、期間をおいて再び申し立てる当事者もいる。

(委員長) 弁護士としても、事務所を訪れる相談者には、まず、調停の手続を勧めている。調停での話し合いが駄目ならば、離婚原因の証拠となる資料と調停の不成立証明書を持参して裁判所に行くよう促している。その後、再び事務所に来ることが少ないので、裁判所の調停がきちんと機能していると思われる。

(裁判所) 離婚調停が不成立に終わると、その後別居するケースが多く、そのため婚姻費用の分担を請求する調停手続のために再び来庁することがよくある。

(委員) 民生委員の所に、離婚して生活ができず、駆け込んでくる市民が数多くいる。離婚による金銭問題の解決に当たって、生活を守るために適当なところであきらめる方が多いという印象を受ける。

(裁判所) 公的扶助を求める目的で離婚したいという方もいる。

(委員) 釧路地方では、男性は建設業で冬期に職が無く不安定な方が多いし、女性では、パートタイムで働くにしても、一定以上の学歴や年齢制限を設け

られ、働きたくても働けない人が多い。女性の権利意識が高まっているので、公的扶助の支給を希望する人が増えているのが現実だが、そういう人達が問題ではなく、釧路の経済状況や働きたくても働けない社会のシステムの方が問題である。

(中島氏)生活保護の関係では、以前に市役所の方で生活保護申請の際に、養育費請求を相手方にするように指導があったせいか、一時期養育費請求の事件を増えていた印象を受ける。

(4) 釧路家庭裁判所調停委員中島欣也氏から、実際の調停事件に携わった感想をお聞かせいただき、以下のとおり意見交換がされた。

(中島氏)

調停事件における印象としては、まず、経済苦を理由とする調停申立ては少ないということである。経済苦を抱える当事者は、簡易裁判所の特定調停にきちんと申し立てをしていると思われる。

子育て世代の申立ては、浮気を理由とするものが多い。この場合、慰謝料や養育費については、頑として譲らないことが多く、貰うものはしっかり貰って別れるといった印象である。

若年層については、いわゆる「できちゃった結婚」をしたケースが多く、人格的にまだ未成熟で、自己の要求ばかりで相手方への思いやりが感じられず、調停の進行に苦慮するケースが多い。

熟年層については、コミュニケーション不足が顕著であるとの印象を受ける。妻側は、舅姑、子供のために自己を殺して我慢し、仕事一筋の夫を支えてきたと主張することが多く、逆に夫側は、妻は何に不満なのか分からないというケースが多い。

面と向かって思いを伝えられない方が多いので、調停委員は、当事者の言い分を十分に聞いて、それを相手方に伝えることにより相互理解の手助けをすることも多い。

釧路地方では、相談できる第三者がいないのが、離婚調停の多い原因ではないかと思われる。

このような夫婦関係調整を含め、調停委員として公平な立場で当事者の決断を尊重することに留意して、調停に臨むようにしている。

(委員) ふれあい電話相談での印象だが、親子、近所での相談ができず、夫婦間ですらも相談ができない人が多いという印象を受ける。調停は円満解決を目的として行うことはできるのか。

(裁判所) 夫婦関係調整調停事件では、夫婦間の問題を円満に収めることを目的とした申立てもできる。調停では、まず最初に申立人の主張を十分に聞くことから始まり、その希望を尊重しながら進行される。

(委員) 離婚のハウ・トゥ本が市販されているが、調停に訪れる当事者は、事前に勉強してきているか。

(中島氏) 半々くらいの割合といった感じである。婚姻費用の分担請求を求める当事者は、かなり勉強して来られる方が多い。

(委員) 公的扶助の話が出たが、安易に離婚を求めるケースはあるか。

(中島氏) 若年層の調停では、相手方を思いやる気持ちが全くないことが多く、安易に離婚を考えているカップルが多い。子供を持った女性は、調停を進めていくうちに精神的に成長してきたと感じることが多い。男性の中には金さえ払えばいいんだらうという考えの人がいて、調停制度の限界を感じることもある。

(委員) 社会福祉関係では、まず相手の話を聞いて受け入れるということをよくやるが、この方法は調停でも同様に行われていると感じた。

福祉では相談相手がない方を相談機関等に結び付けることも行っているが、調停ではそのようなことはあるのか。

(中島氏) 調停委員には、多種多様な職種や経験をお持ちの方が集まっているので、情報を共有し、調停の席で当事者に情報を提供できるように努めている。子育て支援センターや児童手当、その他様々な分野についても自主研修を行ったりして研鑽をしている。

(委員) 調停にはケースワーク的機能もあることが分かった。

(委員長) 釧路家庭裁判所の調停手続について、何か要望や改善点の指摘はないか。

(中島氏) 4月から始まった離婚時年金分割制度などについても速やかに情報を提供していただいている。調停委員の自主研修に対しても裁判所から講師として協力いただいたりして大変助かっている。

(5) 釧路家庭裁判所高橋潤一首席書記官から、年金分割制度の概要について説明

があり，釧路家庭裁判所家事調停委員中島欣也氏から年金分割制度にかかる調停事件のケースについて紹介があった。

（委員） どうして年金分割制度が導入されたのか。

（裁判所）これまでサラリーマン家庭の専業主婦が中高年時に離婚した場合，老後の年金受給額に格差があったため，これを是正することが求められた。

（委員） 今年４月から制度が導入されるに伴い，離婚調停の申立てが増えるとの新聞報道等もあったが，釧路家裁ではどうなのか。

（裁判所）３月までの段階では，相談の際に４月以降の申立てを考えるとという例もあり，裁判所でも４月以降の増加を予想して，準備を行ってきたが，現在のところ目立った増加傾向は認められない。

（委員） 説明を聞いても難しくてなかなか理解するのが困難である。

（裁判所）相談に来られる方も年金額そのものを分割して貰えるものと誤解している人が多い。裁判所では，分割されるのは年金額の算定の基礎となる保険料納付実績のうち，婚姻期間中の部分だけであることを説明している。なお，５月３１日には，市民講座を実施し，制度の周知を図りたいと考えている。

（委員） 社会保険事務所との連携は，どのように行われているのか。

（裁判所）適宜情報交換を行っている。

（中島氏）企業年金については，社会保険事務所では分からないので，案分の際に問題となることがある。また，申立人の受給は，相手方が既に受給を受けていても自ら受給資格を得るまで支給を受けられないことを知らない人も多い。

（委員長）この問題は発足後間もないこともあり，問題点の検証等はこれからの課題として引き続き注視し，事例が集積された段階で再びテーマとして取り上げることとしたい。

5 次回日程等について

平成１９年９月上旬に地裁委員会と合同開催する方向で日程調整することになった。